

統計改革推進会議 第4回 コア幹事会（平成29年3月16日）
議事要旨

（開催要領）

1. 開催日時：平成29年3月16日（木）16時00分～18時00分
2. 開催場所：中央合同庁舎第4号館共用1214 特別会議室

（議事次第）

1. 開会
2. 議事
 - （1）生産面を中心に見直したGDP統計への整備
 - ① 総務省・内閣府報告
 - ② 意見交換
 - （2）統計システムの再構築、統計行政部門の構造的課題への対応
 - ① 総務省報告
 - ② 意見交換
3. 閉会

（配布資料）

- 資料1 SUT体系移行の意義・課題について（総務省・内閣府提出資料）
- 資料2 SUT体系移行にあたって必要となるリソース（総務省・内閣府提出資料）
- 資料3-1 政府統計の棚卸し（中間報告）（総務省提出資料）
- 資料3-2 統計調査の負担感・重複感の実態に関する調査（中間報告）（総務省提出資料）
- 資料3-3 統計ユーザーのニーズに関する調査（中間報告案）（総務省提出資料）
- 資料3-4 中間報告に向けた論点整理（総務省提出資料）
- 資料3-5 これまでの主な意見（総務省提出資料）
- 参考資料1 本日の主な論点（事務局作成資料）
- 参考資料2 第3回コア幹事会議事要旨（平成29年3月7日開催）
- 参考資料3 EBPM推進体制（案）（三輪補佐官提出資料）
-

(概要)

【総務省・内閣府説明】

総務省・内閣府より、SUT 体系移行の意義と課題と SUT 体系移行にあたって必要となるリソースの考え方について説明（資料 1、資料 2）。

【総務省説明】

総務省より、政府統計の棚卸し、統計調査の負担感の実態把握、ユーザーのニーズ把握の 3 つの実態調査について中間報告（資料 3-1～3-3）。

また、統計システムの再構築と構造的課題に関する論点について報告（資料 3-4、3-5）。

【意見交換】

主な意見は以下の通り。

○生産面を中心に見直した GDP 統計への整備

- SUT の意義と課題については、一般の読者やマスコミを意識して、もっと分かりやすい資料を作った方が良い。専門的な話だからこそ、丁寧に分かりやすく説明する義務がある。
- これから必要な予算や人員を確保していくためには、マスコミを上手く活用して、世論を味方に付けることが大切。マスコミに個別に説明に行くぐらいのことはしても良いのではないか。
- SUT 体系への移行に際しては、既存統計にも影響が及ぶ。既存の統計の整備にもそれなりの追加のリソースが必要になることを視野に入れて、リソースを考えてほしい。
- 経済環境等の移り変わりが早い中、分類整備は一度やって終わりというものではない。環境変化に対応できるシステムを作る必要がある。
- G7 諸国、特にヨーロッパでは、投入調査に税務情報をかなり活用している。我が国でも、今後、新たな産業や中小企業等までカバレッジを拡大していくためには、税務情報等の活用が重要である。また税務情報の活用は、企業側の調査負担の軽減にも資する。

○統計システムの再構築、統計行政部門の構造的課題への対応

(論点整理 1 : 統計システムの再構築)

- 行政記録情報も利活用の対象としていることは非常に重要。業務統計もカバーできるよう、統計法の改正も行ってもらいたい。
- 中間報告書には、行政記録情報の利活用等を明記して欲しい。そうしないと、必ずより戻しがあって、結局、行政記録情報を使えなくなる。
- 英連邦のように、他省の大臣に行政記録情報の提供を命じることが出来るようにする等、データの提供について統計法に強制力を持たせるべき。
- 統計的な利活用と保護に係る基本原則を新たに一から作るのはいかかなものか。人材リソースに制約がある中で、そこに労力を割くべきではないのでは。
- 基本原則はプリンシプル・ベースであるべき。金融規制のように、運用面で、ある程度の自由度を与えるような形が良いのではないか。
- 基本原則は、あらかじめ定めたものを機械的に適用するのではなく、個別案件ごとに第三者機関と相談・検討しながら作っていくべき。その際の相談先の主体は、政府の実務が集まる EBPM 推進委員会が適切ではないか。
- 基本原則は、抽象的なものを上から当てはめていくのではなく、欧米のように実績を積み上げて整理していく方が合理的。
- 民間が保有するデータといっても、公的保険者や協会けんぽのような公共性の高いものも含まれている。民間データと新たな統計システムとの関係を議論する際には、データを誰が所有しているかだけでなく、データをどのような業務のために集めているのか、といった視点も含めるべき。

(論点整理 2 : 利活用促進のための措置)

- 利活用の主体が明確ではないのではないか。目的外申請をはじめ、政府内のユーザーと一般のユーザーで必ずしも同じ対応をすべきではない。
- 今回、総務省が実施したような、ユーザーニーズを把握するための調査を定期的に行い、その結果に対して、どのような対応を行っていくべきかを公表する仕組みを作るのが良いのではないか。
- 政府全体として、ユーザーニーズを広く把握し、それを政策に反映させていくための仕組みが必要。EBPM 推進体制の中で作っていくが良いのでは。
- 我が国では、統計法が障害となって PUF (パブリック・ユース・ファイル) を作成することができない。本会議の主要な課題として、統計法の改正は必須。

- オンサイト施設は是非充実させて欲しい。ただし、費用負担の問題もあることから、欧米のように、大学等の研究機関のリソースを組み合わせながら、官学連携の取組として進めていくのがふさわしい。
- オンサイト施設で行政記録情報を扱うに当たっては、一般国民の信頼感を高めるため、統計法を改正して、情報の不適切利用に関する罰則を米国並みに引き上げてはどうか。
- 第三者的なところから、統計調査の便益（ベネフィット）と報告者の負担（コスト）をきちんと比較衡量してもらいたい。
- 米国では、連邦レベル・州レベルの法制度によって、各地方自体の中でクライアント情報のマッチングがうまく出来ないという問題が話題になっている。我が国のEBPMの推進に当たっては、国レベルだけでなく地方自治体レベルでの課題にも目配りしてもらいたい。

（論点 3：報告者負担軽減のための措置）

- 報告者負担軽減の議論で重要になるのが、担当調査員の質である。担当調査員の人材育成を論点 5 だけでなく論点 3 でも触れてはどうか。
- 統計の作成等に行政記録情報を転用する仕組みを整備することについては強く賛同する。是非、最後まで上手く肉付けして欲しい。
- 次回コア幹事会あたりで、統計コンシェルジュの役割を明確化して欲しい。
- 統計コンシェルジュについては、名前からは受け身な印象を受けるが、実際はアクティブな役割を担うことが期待されているはず。もう少し整理が必要ではないか。
- 統計コンシェルジュという名前に違和感を覚える。アクティブな役割を持たせるとのことだが、具体的な内容については整理が必要。
- 重複排除等の役割も担わせるのであれば、統計コンシェルジュよりも EBPM 推進統括官の方が良いかもしれない。
- 業務や機能が重複しないよう、統計コンシェルジュと EBPM 推進統括官の役割、そして統計委員会との関係を整理して欲しい。
- 統計調査の非協力主体に対しては、英国に倣い、罰則を厳格に適用すべき。統計調査に協力することが大事であるという意識を醸成する必要がある。

（論点 4：統計行政の見直し・業務効率化）

- 統計調査の民間委託の推進は非常に危険な側面が大きく「推進」という言葉は反対。民間委託は統計人材の弱体化を招くため、委託するにして

も、人材育成に資するよう国と協力して作成する体制を作るべき。

- 統計調査の中には、国からの地方自治体に法定受託しているものも多いと思うが、地方の現場レベルで人材を十分に確保できているか不安。それらの統計については民間委託に切り替えるなどの体制も考慮する必要があるのではないか。
- 統計調査の民間委託に、現行の入札契約制度が適したものになっているか疑問がある。受託者の質を担保できるよう制度的な議論をお願いしたい。
- 報告者の負担軽減や業務効率化の観点から、特に大企業に対しては統計調査の窓口の一本化を検討すべきではないか。この点を統計基盤強化に書き込んで欲しい。

（論点 5：統計行政の基盤強化）

- 統計人材の確保なくしては、この統計改革は絵に描いた餅。統計人材の確保に対しては、今までとは異なる枠組みが必要。これをどのように作るべきか、その方向を明確にしてもらいたい。
- 我が国の統計教育は国際水準と比べ圧倒的に遅れている。統計部局に限らず、公務員全てが統計の基本的な概念や統計的手法が身に付けられるような制度をこの機会に作って欲しい。
- 統計データを用いて政策等を考えられる人材を育成するという姿勢を強調するため、「統計人材総合強化方針（仮称）」（資料 3-4 P6）の「統計」を取って欲しい。
- EBPM における人材教育の観点からは、事例の収集が重要なポイント。出来るだけ多くの事例を収集し、それらの分析を通して人材を育成していくことが必要。
- 統計の作成主体について、国と地方の役割分担が必要。地方自治体は、県民経済計算といった国のミニチュア統計ではなく、地方に合った統計を作成すべき。他方、地方の基幹となる統計については国が作成を担い、一番大事な統計は国が作成するという姿勢を鮮明に打ち出すべき。
- 統計行政は国の行政の中で完結する話ではなく、その多くは地方行政にも及ぶ。国と地方に跨った問題が生じた場合に、どのように対応すべきかについては、やはり議論すべき。
- 地域統計の整備の優先順位が非常に高い。実際、地方の景気状況を把握するのさえ現行のデータでは難しい。少なくとも都道府県レベルで統計整備を進められるよう、国が何かしらの指針を示すなど強いリーダーシップを発揮すべき。

- 統計行政の基盤強化のためには、勧告と命令の権限を与えた司令塔となる組織をきちんと作る必要がある。加えて、OMB（米国行政管理予算局）に倣い、予算配分に影響を与えられる形が望ましい。
- 我が国のあるべき統計組織として、英国のスタティスティクス・オーソリティーのような、統計委員会、中央統計局、統計の規制、といった3つの機能を統合したモデルを目指すべきではないか。
- EBPM 推進委員会・推進統括官と統計委員会との役割分担については、現時点で明確に線引き出来るものではなく、組織の立ち上げ後に、必要に応じて個別案件ごとに調整すればよい。